

緑の少年団活動支援事業実施要綱

1. 目的

「自然に親しみ、緑を守り、緑を育てる自然愛護の思想を啓発し、自らが社会を愛する心豊かな青少年を育成する」ことを目的に、緑の少年団の育成強化を図ることとする。

2. 対象団体

公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）に届出されている緑の少年団育成会（以下「育成会」という。）とする。

3. 対象事業・経費

当年度に実施する緑の少年団の主たる活動（学習活動・野外活動・奉仕活動）を実践するための施設利用料、バス借上げ料、保険料、団服、団旗、活動に必要な道具・資材、講師謝金・旅費、チラシ等印刷費などの経費を助成する。

学習活動	①森林・樹木に関する知識、技術の学習 ②動植物・地形地質に関する学習 ③自然愛護・動植物愛護に関する学習
野外活動	①林間学校・キャンプ・登山・共同生活の実施 ②学校林活動・学校緑化活動 ③緑の週間・愛鳥週間・その他関係行事の実施
奉仕活動	①緑の募金活動への参加・協力 ②森林パトロールと、道標・案内板の設置 ③林業・緑化関係行事への参加・協力 ④地球環境の緑化及び公共施設の美化・清掃 ⑤自然愛護の呼びかけや資料の作成及び配布

4. 助成金額

団員一人あたり 300 円に団員数を乗じ、その金額に 50,000 円を加える。

5. 事業申請

育成会は、事業申請書（様式第 1 号）を緑推に提出する。

なお、申請書には、緑の少年団団員名簿を添付する。

6. 交付決定

緑推は、申請書を審査の上、助成額を決定し、文書により育成会に通知する。

7. 実績報告

育成会は、事業が完了したときは、完了日から 30 日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第 1 号）を緑推に提出する。

なお、実績報告書には、写真（活動の様子等）及び緑の少年団団員名簿を添付する。

8. 助成金の交付

緑推は、実績報告書を審査の上、助成額を確定し、確定額を育成会の指定口座に支払う。
少年団団員に転入出があった場合には、直ちにその旨を緑推に報告する。

9. 関係書類等について

事業にかかる関係書類等は2年間保存する。

10. 書類の提出期限等

- (1) 事業申請書 育成会から緑推へ（6月末日まで）
- (2) 交付決定 緑推から育成会へ（8月上旬）
- (3) 実績報告書 育成会から緑推へ（事業完了後30日以内又は3月末日まで）

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

この要綱は、平成28年4月1日から施行する